

もうすぐアナログテレビ放送が終了します！

○問合せ先 まちづくり推進課情報推進係 ☎内線309

低所得世帯のための地デジ受信機の給付制度

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない低所得の世帯に対して、支援を行っています。対象となる世帯や支援内容は次の通りです（すでに地デジ対応のテレビやチューナーを購入している場合は対象となりません）。

(1) NHK放送受信料が全額免除となっている世帯への支援

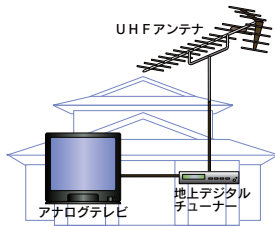
【支援の対象】

まだ地上デジタル放送に対応できず、次のいずれかに該当している世帯

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ②障がい者がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の世帯
- ③社会福祉施設に入所している世帯

【支援の内容】

地上デジタル放送対応の簡易なチューナー（1台）を無償給付し、対象世帯を訪問してチューナーの設置を行います。アンテナ改修などが必要な場合は、無償で工事を行います。



《支援制度に関する問合せ先》

○総務省地デジチューナー支援実施センター

<http://www.chidejishien.jp>

NHK放送受信料全額免除世帯への支援について

《ナビダイヤル》 0570-033840

《ナビダイヤルが利用できない場合》 044-969-5425

《FAX》 044-966-8719

市町村民税非課税世帯への支援について

《ナビダイヤル》 0570-023724

《ナビダイヤルが利用できない場合》 043-332-2525

《FAX》 043-302-0284

《NHKの放送受信契約、放送受信料免除に関する問合せ先》

○NHK ふれあいセンター

NHK放送受信料全額免除について

《ナビダイヤル》 0570-000588

《ナビダイヤルが利用できない場合》 050-3786-5109

《FAX》 045-522-3044

NHKの放送受信契約について

《ナビダイヤル》 0570-077077

《ナビダイヤルが利用できない場合》 050-3786-5003

《FAX》 045-522-3044

※問合せ受付時間（上記すべて）

午前9時～午後9時（土・日・祝日は午後6時まで）

(2) 市町村民税非課税世帯への支援

【支援の対象】

まだ地上デジタル放送に対応できず、世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯（※NHKとの放送受信契約が必要です）

【支援の内容】

地上デジタル放送対応の簡易なチューナー（1台）を無償給付します。また、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポートします（チューナーの訪問設置、アンテナ改修などは行いません）。

(3) 申込方法など

申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付して総務省地デジチューナー支援実施センターへ送付してください。

申込書は、電話で同実施センターから取り寄せてください（ホームページからも取り寄せができます）。

なお、申込書には住民票と世帯員全員の非課税証明書（いずれも有料）の添付が必要です（地デジ支援申込用の証明書をご希望の旨、係員にお伝えください）。

デジサポ長崎 臨時相談コーナー開設

【日にち】6月27日（月）～8月26日（金）（平日のみ）

【場所】松浦市役所 1階ロビーほか

※詳細は、市報まつうら7月号でお知らせします。



市役所からのお知らせ

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 || 総務課行政係
☎内線321

法務大臣の認定を受けた認定司法書士が身近な法律家として市民に貢献するため、次の通り相談会を実施します。相談する人は、事前に電話で予約してください。

日時 || 6月9日(木) 午後1時~4時30分
場所 || 市役所3階小会議室
主催 || 長崎県司法書士会

資源物回収活動奨励補助金

問合せ先 || 市民生活課生活環境係
☎内線143

ごみの減量化、資源物の再利用化を推進するため、資源物(古紙・ダンボールなど)を回収した登録団体に対し、1キログラム当たり4円の奨励補助金を交付しています。

平成22年度には、約473トンの資源物が回収されました。

今後とも資源物の再利用化を推進していきますので、ご協力をお願いします。



東部交流センター(仮称)の愛称募集

○問合せ先 生涯学習課社会教育係 ☎内線351

本年12月、今福町にオープン予定の東部交流センター(仮称)では、市民の皆さんに身近で親しみのある施設となるよう建物と部屋の愛称を募集します。

【応募期間】

6月1日(水)~6月30日(木)

【応募要領】

応募資格 松浦市民であればどなたでも応募できます。

愛称の内容 施設のイメージを表現した、だれでもわかりやすく、親しみやすい愛称

【愛称】

- ①建物の愛称
- ②大会議室の愛称
- ③図書室の愛称
- ④研修室の愛称



【応募方法】

愛称、愛称の意味・考えた理由に氏名(ふりがな)、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号、学生の場合は学校名、学年を明記の上、専用の応募用紙、ハガキ・ファックスで応募してください。

※1人1件の応募とします。1件につき各1点の愛称とします。4つの愛称のうち1つでの応募でもかまいません。

※専用の応募用紙と応募要項および施設の平面図・立面図は、生涯学習課および市立公民館で配布します。また、応募要項・平面図・立面図は、市のホームページでも公開します。

【応募先】

〒859-4598 松浦市志佐町里免 365 番地
松浦市教育委員会生涯学習課
「東部交流センター(仮称)愛称募集」係
FAX 0956-72-1115

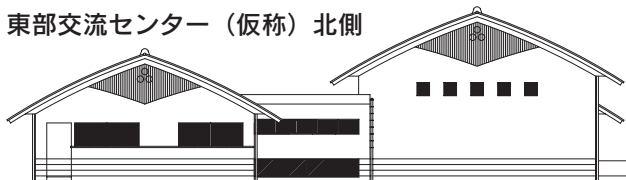
【応募作品】

採用された愛称の著作権は市に帰属するものとします。

【選考および表彰】

- ・教育委員会内に愛称選考委員会を設置し決定します。
- ・最優秀賞を愛称として採用します。
- ・選考結果の発表は、採用者への直接連絡をもって代えさせていただきます。
- ・採用者には、東部交流センター(仮称)の開館式典に招待し、賞状・記念品を贈呈します。

東部交流センター(仮称)北側



東部交流センター(仮称)南側

